第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)(抄)

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

5 専門・技術職、各種団体等

### (1) 施策の基本的方向

- 特に専門性の高い専門的・技術的な職業に従事する女性の割合を高める。
- 経済団体、労働組合、職能団体、職業団体、NGO、NPO等の団体内部における役員などの意思決定過程へ女性の参画を促進するため、実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入や各種団体間のネットワークの形成を促進し、各団体の実状に応じて主体的かつ積極的に取組が進められるよう促す。

### (2) 具体的な取組

- ① <u>役員登用に自主的なクオータ制を導入するなど女性登用を促進する積極的改善措置</u>(ポジティブ・アクション)を実施している職能団体等を参考に、各団体において自主的かつ実効的な積極的改善措置(ポジティブ・アクション)が進むよう促す。【内閣府】
- ② 各分野における関連施策を着実に実施し、女性の参画拡大を推進する。【関係府省】

# 第3分野 地域における男女共同参画の推進

2 農林水産業における男女共同参画の推進

## (1) 施策の基本的方向

- 国民生活に必要な食料を供給する機能とともに国土保全等の多面的機能を有する 農林水産業を支え、また、発展させていく上で、女性は重要な役割を果たしている。 しかしながら、農林水産業の就業者数が減少し続ける中で、例えば、基幹的農業従 事者に占める女性の割合は低下傾向にある。都市部への女性の流出が続き、農山漁 村への還流・流入は少ない。
- 農林水産業の発展、農山漁村への人材の呼び込みのためには、女性が働きやすく 暮らしやすい農山漁村にすることが重要であり、女性が地域の方針策定に参画し、 女性の声を反映させていくことが必要である。
- 「田園回帰」の動きが見られる中で、移住や定住、地域おこし協力隊などで農林 水産業や農山漁村との関わりを志向する都市部の女性が増えている。例えば農業に おいては、親元就農や結婚とともに就農するだけでなく雇用就農や新規参入もみら れるなど、女性の農林水産業への関わり方は多様化しており、それぞれの形態に応 じたきめ細かな支援が必要である。

○ このため、「食料・農業・農村基本計画」等に基づき、女性の経営への参画を推進するとともに、地域をリードする女性農林水産業者を育成し、農山漁村に関する方針策定への女性の参画を推進する。また、女性が働きやすい環境の整備や育児・介護等の負担の軽減、固定的な性別役割分担意識とこうした意識に基づく行動の変革に向けた取組を推進する。

### (2) 具体的な取組

## ア 農林水産業における政策・方針決定過程への女性参画の推進

① 地域をリードできる女性農林水産業者を育成し、農業委員や農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員及び土地改良区等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進する。また、改正された女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定義務等の対象が拡大する機を捉え、女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、女性の活躍推進に向けた取組を推進するよう要請する。また、地方公共団体、農林水産団体等に対して、具体的な目標の設定や女性の参画を促進する仕組みづくりを働きかける。【内閣府、厚生労働省、農林水産省】

# 第7分野 生涯を通じた健康支援

## 2 医療分野における女性の参画拡大

### (1)施策の基本的方向

- 医療従事者については、既に女性の割合が高い業種も含め、医師、看護師、助産師、薬剤師、医療技術者等のワーク・ライフ・バランスの確保、女性の就業継続・再就業支援等を進めるとともに、医療機関や関係団体の組織の多様化を図り、生涯にわたる女性の健康づくりを支援するためにも、政策・方針決定過程への女性の参画が十分でない業種については、その拡大を働きかける。
- 医学部生の約3分の1を女性が占めるなど、近年、女性医師の割合が高まっているが、妊娠・出産等によりキャリアを中断せざるを得ない場合がある。医療の質を確保し、患者に必要な医療を安全かつ継続的に提供するためには、女性医師が継続的に活躍できるようにすることが必要であり、また、社会全般における生涯にわたる女性の健康づくりの支援を充実させるためにも、医療分野で活躍する女性医師の割合を高めるとともに、女性特有の疾患に専門的に対応する医師を育成・増加させていく必要がある。このため、女性医師が働き続け、能力を発揮しやすい環境の整備に向けた包括的な支援、ハラスメントのない職場環境の整備等の促進、医学部生に対するキャリア教育の充実、女性特有の疾患に専門的に対応する医師の育成等を進める。

## (2) 具体的な取組

④ 改正された女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定義務等の対象が 拡大する機を捉え、女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事 業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、医療の分野で指導的地位に占める割合を 高める等、女性医師等をはじめとする女性の活躍推進に向けた取組を推進するよう 要請する。【内閣府、厚生労働省、関係府省】